

鹿児島工業高等専門学校G P A制度に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「G P A」という。）制度の運用に関して必要な事項を定め、透明性のある成績評価を通じて学生の学習意欲を高め、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(評価等)

第2条 学生が履修した科目の成績の評語、及びグレード・ポイント（評価により与えられる数値。以下「G P」という。）は、次表のとおりとする。

【本科 令和7年度以前入学生（以下、この項において「在学生」という。）及び令和8年4月1日以降に在学生の属する年次に編入学又は転入学する者適用】

評語	評点	G P
優	90点から100点まで	4
	80点から89点まで	3
良	70点から79点まで	2
可	60点から69点まで	1
不可	59点以下	0

【本科 令和8年度以降入学生適用（令和8年4月1日以降に在学生の属する年次に編入学又は転入学する者を除く）】

評語	評点	G P
秀	90点から100点まで	4
優	80点から89点まで	3
良	70点から79点まで	2
可	60点から69点まで	1
不可	59点以下	0

【専攻科 令和7年度以前入学生適用】

評語	評点	G P
A	90点から100点まで	4
	80点から89点まで	3
B	70点から79点まで	2

C	60点から69点まで	1
D	59点以下	0

【専攻科 令和8年度以降入学生適用】

評語	評点	G P
S	90点から100点まで	4
A	80点から89点まで	3
B	70点から79点まで	2
C	60点から69点まで	1
D	59点以下	0

2 前項にかかわらず、欠課時数が所定の授業時数の3分の1を超え、未履修となった科目は、G Pを0としてG P Aの対象科目とする。

(G P A 対象科目)

第3条 本校で開講する科目において卒業要件または修了要件に算入できる科目をG P Aの対象科目とする。

2 前項にかかわらず、次の各号に掲げる科目は、G P Aの対象科目としない。

- (1)100点法で評価しない科目
- (2)特別学修A、特別学修B及び特別学修C
- (3)選択科目のうち、受講届を提出しなかった科目
- (4)選択科目のうち、受講辞退届を提出し、受理された科目
- (5)学生が他大学等で履修した科目

(G P Aの算出)

第4条 G P Aは、学年G P Aと累積G P Aを定め、次の式により計算する。それぞれ小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$\text{学年GPA} = \frac{\text{当該学年におけるGPA対象科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}}{\text{当該学年におけるGPA対象科目の総単位数}}$$

$$\text{累積GPA} = \frac{\text{GPA対象科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}}{\text{GPA対象科目の総単位数}}$$

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、G P Aに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、本校における成績が確定している科目についても、本規程に基づき、GPを付与し、GPAを算出することができるものとする。